

第40号議案

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例（昭和59年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 場内の建物内で喫煙させる場合は、その建物内に次の要件を備える喫煙室が設けられていること。

ア 建物内の他の区域と区画すること。

イ 室内の空気を建物外へ排出できる装置を備え、たばこの煙が建物内の他の区域に流入しない構造であること。

ウ 客席及び入場者が利用する通路等から極力離れた位置にあること。

第4条第2項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、同項第11号ア及びイを次のように改める。

ア 喫煙室又は喫煙可能な区域以外の場所における喫煙の禁止

イ 喫煙室又は喫煙可能な区域の場所

第4条第2項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 場内の建物内で喫煙させないこと。ただし、前条第4号の要件を備える喫煙室内で喫煙させる場合は、この限りでない。

(12) 場内の建物外で喫煙させる場合は、喫煙可能な区域を定めるよう努めること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定により興行場の営業の許可を受けている者及び現に当該許可の申請をして

いる者に係る興行場法施行条例第3条及び第4条の基準については、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間、なお従前の例による。